

水産業競争力強化金融支援事業（実質無利子化措置）

Q & A

Q 1 本事業の対象者及び利子助成の内容はどのようなものか。

（答）水産業競争力強化金融支援事業は、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構（以下「水漁機構」という。）が基金管理団体として管理する水産業競争力強化基金において水漁機構が事業実施主体となり行う事業です。なお、融資機関が書類のやり取り等を行うのは水漁機構から事務委託を受けた公益財団法人農林水産長期金融協会（以下「長期金融協会」という。）となります。

本事業の対象者は、同基金のうち水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（以下「漁船リース事業」という。）により補助を受ける事業者、競争力強化型機器等導入緊急対策事業（以下「機器等導入事業」という。）により補助を受ける漁業者又は太平洋クロマグロの強度資源管理に取り組む漁業者（漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱（平成23年3月29日付け22水漁第2323号農林水産事務次官依命通知）別紙3の1の（2）のエの（ア）の水産庁長官が別途定める要件に該当する者。以下「太平洋クロマグロ強度資源管理取組者」という。）となります。また、利子助成の内容（令和6年度補正予算以降）については下表のとおりです。

① 漁船リース事業により補助を受ける事業者への利子助成

項目	内容
対象者	漁船リース事業により補助を受ける事業者
事業内容	漁船リース事業により補助を受け、リースに供するための漁船・漁具等を取得する際の補助残部分に係る費用の支弁に充てるため資金を借り入れる際の利子を助成。
対象資金	漁業近代化資金（1、4号資金）、公庫資金（農林漁業施設資金（共同利用施設））
利子助成の上限額	漁船：400百万円（注1） 漁具等：150百万円（注1）
利子助成期間	最長5年間
利子助成率の上限	最大2%（年利）

（注1）令和6年12月17日以降に新規に水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業実施計画の承認を受けた場合及び令和6年12月17日より前に承認を受けた計画であって令和6年12月17日以降に同計画の変更承認を受けた場合（令和8年4月1日付け7水漁第2061号水産経営課長通知に記載の要件を満たすもの）に限る。

② 機器等導入事業により補助を受ける漁業者への利子助成

項目	内容
対象者	機器等導入事業により補助を受ける漁業者
事業内容	機器等導入事業により補助を受け、機器（船内機、船外機等）を取得する際の補助残部分に係る費用の支弁に充てるため資金を借り入れる際の利子を助成。
対象資金	漁業近代化資金（1、3、4号資金）
利子助成の上限額	50百万円（注2）
利子助成期間	最長5年間
利子助成率の上限	最大2%（年利）

（注2）令和4年12月2日以降に、新規に競争力強化型機器等導入緊急対策事業実施計画の承認を受けた場合に限る。

なお、漁船リース事業及び機器等導入事業の詳細については、水漁機構のホームページに掲載されていますのでこちらを参照ください（<http://www.fpo.jf-net.ne.jp>）。

③ 太平洋クロマグロ強度資源管理取組者への利子助成

項目	内容
対象者	太平洋クロマグロ強度資源管理取組者
事業内容	太平洋クロマグロ強度資源管理取組者が漁業の複合化等の操業転換等に必要な運転資金を借り入れる際の利子を助成。
対象資金	漁業近代化資金（5号資金）、公庫資金（漁業経営改善支援資金（長期運転資金（注3））、農林漁業セーフティネット資金（注4））
利子助成の上限額	30百万円
利子助成期間	最長5年間
利子助成率の上限	最大2%（年利）

（注3）水産物の需要を開拓するための新たな水産加工品等の調査及び開発に必要な資金並びに漁業経営の改善のための措置の実施によって必要となる薬品費、艀装費その他の費用（水産物の生産、流通、加工又は販売に必要なものに限る。）に充てるのに必要な資金に限る。

（注4）社会的又は経済的環境の変化その他の漁業者の責めに帰すことができない事由により経営状況等が悪化している場合の漁業経営の維持安定に必要な資金に限る。

（更問）漁船リース事業又は機器等導入事業により補助を受ける者と資金の借入者が異なっても、利子助成の対象となるのか。

（答）漁船リース事業又は機器等導入事業により補助を受ける事業者等への利子助成については、これらの補助事業により補助を受ける者であって、対象資金の貸付けを受けるものを対象としています。そのため、補助を受ける者と資金の借入者が異なる場合は利子助成の対象となりませんのでご注意ください。

Q 2 漁業種類による制限はあるのか。

(答) 漁業種類による制限はありません。

Q 3 対象者の要件は誰がどのように確認するのか(利子助成申請に必要な書類は何か)。

(答) 借入希望者から漁船リース事業、機器等導入事業又は太平洋クロマグロ強度資源管理取組者に係る以下の書類の写しを融資機関に提出していただき、融資機関から回付を受けた長期金融協会が確認します。

① 漁船リース事業により補助を受ける事業者への利子助成

- ・ 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業実施計画書承認通知書
- ・ 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業助成金交付決定通知書
- ・ 法令遵守に関する確認書(別紙様式2)

② 機器等導入事業により補助を受ける漁業者への利子助成

- ・ 競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金承認通知書
- ・ 競争力強化型機器等導入緊急対策事業費助成金交付決定通知書
- ・ 法令遵守に関する確認書(別紙様式2)

③ 太平洋クロマグロ強度資源管理取組者への利子助成

- ・ 「太平洋クロマグロ強度資源管理取組者」に係る証明書(別紙様式1。更問2参照)
- ・ 法令遵守に関する確認書(別紙様式2)

(更問1)「太平洋クロマグロ強度資源管理取組者」に係る証明書はどのように取得するのか。

(答) 別紙様式1により、国又は都道府県に設置された資源管理協議会に証明書の発行申請を行ってください。

(更問2) 別紙様式1に「積立契約に加入しており」と記載があるが、契約期間ではない期間に申請する場合、証明書の発行申請を行うことは可能か。

(答) 「積立契約に加入しており」は、例年、積立契約に加入している場合を含めます。このため、契約期間ではない期間の申請であっても、前契約期間において積立契約に加入している場合は、証明書の発行申請を行うことは可能です。

Q 4 本事業の申込期間はいつまでか。

(答) 申込期間は特に設定しておりません。ただし、太平洋クロマグロ強度資源管理取組者への利子助成については、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとなります。

(更問) 令和6年度補正予算が成立したが、本事業の申込みはいつ頃から可能か。

(答) Q4と同様に申込期間は特に設定しておりません。ただし、太平洋クロマグロ強度資源管理取組者への利子助成については、令和7年4月1日以降に融資機関から資金の貸

付けを受けるものについて申込みが可能です。

Q5 貸付期間のうち利子助成の対象となる期間はいつまでか（期間満了の考え方）。

（答）資金の貸付実行日（金銭消費貸借契約の締結日）から最長5年後の応当日の前日までです。

Q6 償還回数や償還方法に定めはあるのか。

（答）償還回数や償還方法に定めはありません。（通常は借入者と融資機関との間で決定。）

Q7 利子助成の手法はどのようなものか（金利が何%でも無利子になるのか。）。

（答）融資機関による代理申請・代理受領方式となります。

また、本事業では年利2%を上限として利子助成を行いますので、貸付金利が2%を超える場合は、超えた部分について利子の支払いが生じます。

Q8 融資機関が代理受領した利子助成金は融資を受けた者（借入者）が融資機関から受け取るのか。

（答）本事業による利子助成期間中は、借入者が融資機関に対して利息の返済を行う必要がない代わりに、融資機関が代理受領した利子助成金は当該利息に充当されるため、実態としては利子助成金が借入者に直接支払われることはありません。

Q9 本事業は、国の補助金による基金によって行われるということだが、今後、漁船リース事業及び機器等導入事業の事業内容（補助率等）に変更が生じた場合、利子助成も変更が生じるのか。

（答）漁船リース事業又は機器等導入事業により補助を受ける事業者等への利子助成については、これらの補助事業の補助残に対する金融支援措置であるため、これらの補助事業の内容に変更が生じた場合は、利子助成措置の内容についても変更が生じる可能性があります。他方、過去に利子助成の決定を受けた案件について変更は生じません。

Q10 融資枠の管理はどのように行われるのか（優先順位等はあるのか。）。

（答）原則として、利子助成の申請を受け付けた順番に交付決定を行います。なお、予算額（基金残高）が逼迫するなど必要が生じた場合は、基金残高を考慮し、利子助成をお断りする可能性があります。

Q11 利子助成を複数回利用することは可能か。

（答）利子助成の複数回利用については、利子助成の対象となる事業ごとに利子助成の上限額（Q1参照）まで利用することが可能であり、同一事業において既往の利子助成の対象となる借入れがある場合、当該借入れに係る当初借入額と新規借入額を通算します。

なお、漁船リース事業について、計画変更により船団の2隻目以降が対象となる場合で

も、事業としては同一事業であることから、利子助成の上限額に変わりはありませんのでご注意ください。

Q12 利子助成の上限額を超える金額の融資を受ける場合、利子助成対象部分と対象外の部分について分割して融資を受ける必要があるか。

(答) 利子助成対象部分と対象外の部分で分割して融資を受けることが望ましいです。なお、原則として、利子助成対象案件と対象外案件の償還条件は同一としてください。さらに、漁業信用基金協会の保証を受ける場合については、基金協会にも事前に御相談ください。

Q13 償還条件の変更を希望する場合の取扱いはどのようなになるのか。

(答) 原則として当初償還条件での返済をお願いしますが、やむを得ず、償還条件の変更を希望する場合については、変更後の償還条件の内容により利子助成の交付が停止される場合がありますので、具体的な取扱いについて融資機関にお問い合わせください。

Q14 繰上償還を希望する場合の取扱いはどのようなになるのか。

(答) 繰上償還について制限はありません。繰上償還があった場合、融資機関から長期金融協会への報告が必要なため、具体的には融資機関にお問い合わせください。

Q15 借入金の返済について延滞となった場合の取扱いはどのようなになるのか。

(答) 利息の支払期限到来後、1年を経過しても支払いが行われない場合は、利子助成金の交付は停止されます。

また、延滞等により、期限の利益を損失した場合には利子助成金の交付は停止されます。

Q16 機器等導入事業は機器本体以外の費用は補助の対象とならないが、利子助成についても機器本体の融資のみが利子助成対象となるのか。

(答) 機器等導入事業により取得した機器本体を設置等するために必要な経費であり、機器本体とあわせて当該設置費等が融資の対象となる場合においては、利子助成の対象とすることが可能です。ただし、本体価格とあわせて50百万円が利子助成の上限となります。

Q17 漁船リース事業及び機器等導入事業の補助残融資に対する利子助成措置として、国における他の利子助成事業を活用することも可能か。

(答) 漁船リース事業又は機器等導入事業により補助を受ける事業者等への利子助成については、これら補助事業の補助残融資に対する利子助成措置として措置したものであり、国における他の事業を活用することは認められません。

(更問) 漁船リース事業及び機器等導入事業の補助残融資について、利子助成の限度額を超えた部分について、国における他の利子助成事業を活用することは可能か。

(答) 国における他の利子助成事業を活用することは認められません。

Q18 機器等導入事業で対象となる機器は全て利子助成の対象となるのか。

(答) 漁業近代化資金（1号、3号、4号）を利用した場合は対象とすることが可能です。

(更問) ノリ乾燥機についても利子助成の対象とすることは可能か。

(答) 漁業近代化資金では従来、ノリ乾燥機は水産加工施設として2号資金で整理されているものの、今回、機器等導入事業の対象機器として認められていることから、3号資金としての貸付けに限り、利子助成の対象とすることは可能です。

Q19 機器等導入事業により補助を受ける機器の補助残部分と併せて、補助対象とならない漁船本体について漁業近代化資金により融資を受ける場合、機器については利子助成の対象としたいが、機器と漁船本体は分割して融資を受ける必要があるか。

(答) 補助対象の部分（機器）と補助対象外の部分（漁船本体）で分割して融資を受けることが望ましいです。なお、漁業信用基金協会の保証を受ける場合については、基金協会にも事前に御相談ください。

(更問) Q19の場合に、漁船本体について国の他の利子助成事業を活用することは可能か。

(答) 借入者が経営改善漁業者である場合は、漁船本体については「漁業経営基盤強化金融支援事業」により利子助成を受けることが可能です。

Q20 漁船リース事業においてリース事業体の変更が承認された場合、利子助成事業におけるリース事業体の変更手続きはどのように行うのか。

(答) 新たなリース事業体が漁業近代化資金等の債務を引き受ける場合は、水産業競争力強化金融支援事業交付規程（交付規程）第9条に基づき融資機関は水漁機構に対して必要書類を提出する必要があります。

なお、新たなリース事業体が債務引受ではなく新たに資金を借り入れる場合は、交付規程第4条に基づき融資機関は水漁機構に対して必要書類を提出する必要があります。

Q21 漁船リース事業の対象漁船の建造等のために漁業近代化資金の融資を活用する場合、個人施設と共同利用施設のどちらの貸付金利が適用されるのか。

(答) 漁船リース事業の対象漁船については、漁協等のリース事業体が所有する共同利用施設となります。よって、貸付金利も共同利用施設の金利となることから、漁業近代化資金1号で融資がなされますが、金利は20トン以上の漁船であっても共同利用施設の金利を適用します。

(令和8年3月18日現在の貸付金利)

個人施設          20トン未満漁船   2.50%

個人施設 20 トン以上漁船 2.50%  
共同利用施設 一律 2.70% ← リース漁船はこの貸付金利を適用

## 「太平洋クロマグロ強度資源管理取組者」に係る証明書

年 月 日

〇〇県 資源管理協議会 殿

住 所

氏 名

当方は、漁業収入安定対策事業に係る積立契約（積立ぷらす）において、漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱（平成 23 年 3 月 29 日付け 22 水漁第 2323 号農林水産事務次官依命通知）別紙 3 の 1 の（2）のイの（ア）の①の b に規定する強度資源管理タイプ払戻判定金額が適用される積立契約に加入しており、同エの（ア）の水産庁長官が別途定める要件に該当する者（以下「太平洋クロマグロ強度資源管理取組者」という。）であることを証明願います。

（※資源管理協議会が必要とする場合、積立契約の契約書の写しを添付すること。）

-----

上記者については、太平洋クロマグロ強度資源管理取組者であることを証明します。

年 月 日

〇〇県 資源管理協議会

法令遵守に関する確認書

年 月 日

(株) 日本政策金融公庫〇〇支店  
〇〇県信用漁業協同組合連合会  
農林中央金庫〇〇支店 } 御中

住 所 〇〇〇〇-〇〇 (申請者住所)

氏 名 〇〇 〇〇 (申請者氏名)

当方は、過去 1 年以内に漁業に関する法令に違反する行為により刑に処せられたこと又は行政処分（漁業法第 28 条の規定による処分を除く。）を受けた者ではありません。